株 主 各 位

東京都墨田区亀沢三丁目3番14号 株式会社マーケットエンタープライズ 代表取締役社長 小林 泰士

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成28年9月28日(水曜日)午後6時までに到着するようご返送くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成28年9月29日(木曜日)午後1時 (受付開始 午後12時30分)

2. 場 所 東京都中央区京橋二丁目1番3号 京橋トラストタワー4F

トラストシティ カンファレンス・京橋

(会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の会場ご案内図をご参照 いただき、お間違いのないようご注意ください。)

3. 目的事項

報告事項 第10期 (平成27年7月1日から平成28年6月30日まで)

事業報告および計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件 **第2号議案** 取締役6名選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。また、紙資源節約のため、この「招集通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

なお、本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.marketenterprise.co.jp)に掲載させていただきます。

本株主総会ご出席者様へのお土産のご用意はございません。あらかじめご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

(添付書類)

事 業 報 告

(平成27年7月1日から) 平成28年6月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度における我が国経済は、政府の積極的な経済政策の効果によって、大手企業を中心に企業業績は底堅く推移し、雇用情勢は引き続き改善続けているものの、円安から円高への急激な為替変動や株価の下落、個人消費には停滞感が見られるなど、先行きが不透明な状況が続いております。

当社は、ネット型リユース事業(販売店舗を有さない、インターネットに特化した多種多様なリユース品の買取及び販売)を展開しておりますが、当社が対面するリユース市場、Eコマース市場(以下EC市場)の状況は、それぞれ以下のとおりであります。

(リユース市場について)

シェアリングエコノミーの思想が徐々に浸透し、商品の購買活動にあたって当該商品の売却を考えて購入している消費者が特に若年層に多く見られるようになっております。そのことによりリユース品の売買が徐々に一般的なものとなり、株式会社リフォーム産業新聞社「リサイクル通信中古ビジネスデータブック2016」によると、その市場規模(不動産・自動車を除く)は平成26年度で約1.6兆円(前年度比7.0%増)と推計されており、近年においてもその市場規模は拡大を続けております。

(EC市場について)

スマートフォン、タブレットといったスマートデバイスの普及により、インターネット利用者が老若男女問わず様々な世代に拡大したことから、EC市場も拡大の一途を辿っており、経済産業省の調べによると、一般消費者向けECの市場規模は平成27年度で約13.8兆円(前年度比7.6%増)となっております。

(リユース市場×EC市場について)

環境省の調べによると、リユース品の購入経路は、平成21年度においてはリユースショップの店頭が50.0%を占めておりましたが、近年ではそのシェアが逆転し、平成24年度においては、購入経路の54.0%がインターネット経由(インターネットオークション:28.7%、インターネットショッピングサイト:25.3%)となっており、過半を占める状況となっております。

この背景として、特に近年では、EC市場の拡大に伴い多種多様な価格比較サイトが台頭し、インターネットにおける物品の売却・購入においては消費者の価格比較が常態化しており、価格優位性に優れるリユース商品が消費者に選択される機会が多くなってきていることが挙げられます。この流れを受け、これまで新品を中心に扱っていた主要なECサイトが、新品とリユース品を併売する傾向を強めております。これまで日本のEC市場は新品が牽引していましたが、今後は新品に加えてリユース品が牽引役となり、マーケットプレイスにリユース商品を安定供給する事業・サービス会社(リユース事業会社、出品代行会社、価格情報提供・分析会社等)の役割が重要になっていくと考えられます。

そのような市場環境下、当社は「More Reuse! ~ もっとリユースを身近に!~」をビジョンに掲げ、リユース品の売買に伴う不透明感を、買取商品の事前査定や販売商品への保証サービス等、各種サービスの拡充によって低減し、顧客に対して安心感・信頼感を提供してまいりました。

このことが当社の業容拡大の大きな一因となっており、以下、当社の事業であるネット型 リユース事業について、リユース商品の仕入と販売に分けてその内容を記載いたします。

・商品仕入(「高く売れるドットコム」)

総合窓口サイトである「高く売れるドットコム」をフラッグシップサイトとして、直近日 現在26の買取専門サイトを運営しております。また、買取の手法としては、「宅配買取(宅 配便にて商品を受領する方法)」、「店頭買取(直接、店頭に商品をお持込いただく方法)」、 「出張買取(顧客字へお伺いし、商品を受領する方法)」の3つの手法を採用しております。

店頭買取及び出張買取については、東京・横浜・埼玉・名古屋・大阪・福岡に加え、当事業年度に新規開設した神戸・仙台を合わせ、全国8拠点のリユースセンターを配備することで広範囲の顧客に対応が可能となっております。また、宅配買取については配送費を当社で負担する等、顧客にとってサービスが利用しやすい仕組みを構築することによって、当社にとっても効率的な商品仕入が可能となっております。

·商品販売 (「ReRe」)

ヤフー株式会社が提供するインターネットオークション、「ヤフオク!」をはじめ、Amazon、楽天、eBay等、著名なEマーケットプレイスに「ReRe」の屋号にて出店し、商品を販売しております。

リユース商品の販売は、新品の商品とは異なり、同じ商品でも状態がひとつひとつ異なります。このため、インターネットでリユース商品を購入する消費者は、店頭にて目や耳で実際に商品を確かめるのとは違い、商品の写真や、説明文を読んだ上で価格を踏まえて購入を決めることになります。したがって、インターネットでのリユース商品の販売は、いかに商品の写真や説明文で消費者に訴えかけるか、適正な販売価格を設定するかが重要となります。当社ではこれら商品の写真撮影のノウハウや販売価格の設定方法等、販売する上での重要事項を標準化し、体系化したマニュアル「スタンダードブック」を作成し、全従業員へ浸透・徹底させることで、リユース商品の販売ノウハウを個人の能力に依存することなく、当社全体で共有しております。

また、販売商品に対して、動作保証(初期動作不良時の全額返金保証)、修理保証(使用時の故障や不具合等に対する修理保証)、買取保証(一定の条件下での商品買取保証)といった、顧客が必要に応じて選択できる付加サービスを用意することで、リユース品に対する不安感を緩和し、安心してリユース品を購入できる環境を構築しております。

当事業年度におきましては、大手企業との事業提携を本格化させつつ、新規拠点(仙台、神戸)の開設による仕入エリアの拡大等により、仕入基盤を拡充する一方、社内施策として業務プロセスの高品質化と標準化を推進した結果、売上高は4,863,308千円(前期比21.9%増)となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、商品仕入れに係わるWebマーケティング活動の精緻化、自社開発の基幹業務システムの更なるブラッシュアップ等により既存オペレーションの効率化を図った一方、中長期的な事業拡大、新規事業の創出を見込んだITエンジニア、Webマーケター、コンタクトセンター人員の採用による人件費の増加、また、大手企業との提携による買取依頼数の増加を見越した徳島コンタクトセンターの開設費用等により、当初想定を上回り、売上高販管費率が前期比2.0ポイント増の43.6%となり、2,119,966千円(同27.7%増)となりました。

利益面におきましては、前期に比して販売単価が高く、売上総利益率の低い高単価商材のシェアが高まったことにより、売上総利益率が2.0ポイント低下し45.6%となったこと、また、中長期を見越した先行投資により、販売費及び一般管理費が当初想定を上回ったことから、営業利益は96,620千円(同59.3%減)、経常利益は93,485千円(同58.9%減)となり、結果、当期純利益は49,637千円(同63.7%減)となりました。

(2) 設備投資の状況

当期における設備投資の合計は、65,853千円であり、主な内訳は、神戸リユースセンター、仙台リユースセンター及び徳島コンタクトセンター等の新規開設による建物の増加41,219千円や、車両の増加15,011千円であります。

(3) 資金調達の状況

当期におきましては、事業投資に充当するため、金融機関からの借入により、250,000 千円を調達いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況 該当記載事項はございません。

(5) 対処すべき課題

「ネット型リユース」(販売店舗を有さない、インターネットに特化した多種多様なリユース品の買取及び販売)のビジネスモデルをより確固たるものとし、リユース商品の売買において売り手・買い手の顧客共に安心な環境を提供することが、当社の持続的な成長拡大に向けた基礎的条件であると認識しております。

また同時に、「ネット型リユース事業」以外の、言わば第2、第3の成長ドライバーを周辺事業、新規事業の創出によって確立することが、更なる成長曲線を実現するにあたり必要不可欠であると考えております。

これらのことから、以下3点の課題に積極的に取り組み、経営基盤をより強固なものにしてまいります。

① ノウハウの更なる強化と標準化

多種多様なリユース品を取り扱う当社においては、同じ型番や年式の商品でもその状況に応じて商品価値が異なり、当然のことながらそれらの商品の「買取価格」「販売価格」は一物一価のものとなります。一方でより多くのお客様のニーズに対応すべく、スピーディーな商品回転を目指して、買取及び販売の価格決定権限を現場社員に移譲しております。即ち、社員における日常の買取・販売に関する判断行動が色濃く当社の業績に反映されることとなります。そのため、それらの現場社員の技術向上はもとより、会社の理念や経営方針、戦略戦術をベースに現場社員をマネジメントし、組織として成果を発揮できる人材も、当社の安定的な成長には必要不可欠であります。

今後の成長拡大に向け、当社は多地域への拠点展開、取扱商材の拡大、顧客層の拡大等を行ってまいりますが、その過程におきましても当社のノウハウや技術が希薄化しないよう、日常のコミュニケーション、定期的な社内研修、「スタンダードブック」の改編等を通じて、更なる業務標準化と高品質化を同時実現すべく組織体制の強化に努めてまいります。

② 顧客信頼度の向上

リユース商品を取り扱い、更にはインターネットに特化した販売を行う当社にとって、顧客に対し「利便性が高く」かつ「安心・安全な取引」を提供し続けることは、当社の成長拡大に向けて必要不可欠な要素であると認識しております。当社におきましては当該要素を満たすべく、リユース業としては珍しい「コンタクトセンター」(電話・メール等で商品の事前査定を行う専門部署)を有し、またユーザビリティ向上のために「商品保証」や「ショッピングローン」の導入等、様々なサービスを拡充してまいりました。

当社においては、今後の更なる成長拡大に向け、顧客に更なる「安心・安全な取引」を 提供すべく、いつでもどこでも、わずかな手続きで買取を依頼できたり、不安を覚えるこ となく利用できる、ITサービスの提供等を目指してまいります。

③ 新たな収益基盤の確立

前述のとおり、当社が対面するリユース市場、EC市場ともに拡大基調にあります。その市場環境の中、現在の収益基盤である「ネット型リユース事業」の持続的成長に向けて、従来からの指針である水平展開(全国主要都市への新規拠点開設)、垂直展開(取扱商材、顧客層双方の拡大)を継続してまいります。

また、これと同時に、中長期的な収益基盤の安定化に向け、従来より培ってきた事業ノウハウ、資産を活かした新規事業(ストック型ビジネスモデル)の創出に向けて、積極的な先行投資を行ってまいります。

ついては、当該投資の対象となる新規事業について、着実かつ早期の収益化を図るべく、 事業を担える社内人材の育成、各種パートナーの開発、アライアンス先の発掘について、 全社を挙げて取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

(6) 財産および損益の状況の推移

	区		分		第7期 (平成25年6月期)	第8期 (平成26年6月期)	第9期 (平成27年6月期)	第10期 (当事業年度) (平成28年6月期)
売		上		回	1,947,050 千円	2,940,537 千円	3,988,688 千円	4,863,308 千円
経	常		利	益	42,147 ^{千円}	86,759 ^{千円}	227,508 ^{千円}	93,485 ^{千円}
当	期	純	利	益	29,527 ^{千円}	114,793 ^{千円}	136,739 ^{千円}	49,637 ^{千円}
1 杉	*当た	り当	期純	利益	7.38 ^円	28.70	30.68 ^円	9.79
総		資		産	308,042 ^{千円}	609,848 ^{千円}	1,301,065 千円	1,499,529 千円
純		資		産	61,677 ^{千円}	176,830 ^{千円}	882,580 ^{千円}	931,996 ^{千円}

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
 - 2. 当社は、平成26年2月13日付けで普通株式1株につき2株の株式分割を、平成27年3月11日付けで普通株式1株につき500株の株式分割を、また、平成28年1月1日付けで普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(7) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係 該当記載事項はございません。
- ② 重要な子会社の状況 該当記載事項はございません。
- ③ その他 該当記載事項はございません。

(8) 主要な事業内容

事 業 名 称	事 業 内 容
ネット型リユース事業	販売店舗を有さない、インターネットに特化した多種多様な リユース品の買取及び販売

(9) 主要な営業所および工場

名 称	所 在 地
本社	東京都中央区
錦糸町・両国オフィス	東京都墨田区
徳島オフィス	徳島県徳島市
東京リユースセンター	東京都江東区
埼玉リユースセンター	埼玉県和光市
横浜リユースセンター	神奈川県横浜市
名古屋リユースセンター	愛知県名古屋市
仙台リユースセンター	宮城県仙台市
大阪リユースセンター	大阪府吹田市
神戸リユースセンター	兵庫県神戸市
福岡リユースセンター	福岡県福岡市

(10) 従業員の状況 (平成28年6月30日現在)

従 業 員 数		前期末比増減	
120	(112) 名	38 (12) 増	名

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者は()に年間の平均人数を外数で記載しております。
 - 2. 使用人数の増加は、業容拡大に向けた新卒・中途及び、臨時雇用者の積極採用によるものであります。

(11) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株式会社三井住友銀行	59,992
株式会社みずほ銀行	21,671
日本生命保険相互会社	38,880
株式会社りそな銀行	172,225

(12) その他会社の現況に関する重要な事項 該当記載事項はございません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

(2) 発行済株式の総数

(3) 株 主 数

(4) 大 株 主

18,000,000株 5,069,000株 749名

株 主 名 持 株 数 持 株 H. 株 % 株式会社WWG 1.600.000 31.56 小林 泰士 1,340,000 26.43 加茂 知之 600.000 11.83 Y J 1号投資事業組合 400.000 7.89 日本マスタートラスト信託銀行 327,900 6.46 株式会社(信託口) 日本トラスティ・サービス信託 136.800 2.69 銀行株式会社(信託口) 野村信託銀行株式会社 85.800 1.69 (投信口) 北野 芳幸 52.100 1.02 株式会社オークファン 45,800 0.90 モルガン・スタンレーMUFG 23.500 0.46 証券株式会社

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、当社株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図ることを目的として、平成28年1月1日付で、1株につき2株の割合をもって株式分割を実施いたしました。その結果、発行可能株式総数が9,000,000株増加し、18,000,000株となっており、また、発行済株式の総数が2,534,500株増加し、5,069,000株となっております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等

平成26年3月1日開催の取締役会決議による新株予約権

① 新株予約権の払込金額 払込を要しない

② 新株予約権の行使価額 1個につき12,000円

③ 新株予約権の行使条件 譲渡、質入れその他の一切の処分ができない

④ 新株予約権の行使期間 平成28年3月2日から平成36年2月28日まで

⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の 種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く) (注) 1	11個	普通株式 11,000株	1名
社外取締役	2個	普通株式 2,000株	1名
監査役	4個	普通株式 4,000株	2名

(注) 1. 対象となる新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

2. 当社は、平成28年1月1日付けで普通株式1株につき2株の株式分割を行ったことに伴い、新株予約権の「目的となる株式の数」は調整されております。

平成26年6月1日開催の取締役会決議による新株予約権

① 新株予約権の払込金額 払込を要しない

② 新株予約権の行使価額 1個につき12,000円

③ 新株予約権の行使条件 譲渡、質入れその他の一切の処分ができない

④ 新株予約権の行使期間 平成28年6月2日から平成36年5月14日まで

⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の 種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く) (注) 1	9個	普通株式 9,000株	1名

(注) 1. 対象となる新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

2. 当社は、平成28年1月1日付けで普通株式1株につき2株の株式分割を行ったことに伴い、新株予約権の「目的となる株式の数」は調整されております。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等該当記載事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項 該当記載事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏	名	地位および担当	重要な兼職の状況
小林	泰士	代表取締役社長	
加茂	知 之	専務取締役	
今 村	健一	取締役管理本部長	
浅井	慎 吾	取締役	株式会社アイ・パッション 代表取締役
寺 田	航 平	取締役	ビットアイル・エクイニクス株式会社 取締役社長 株式会社コウェル 取締役会長 株式会社あどばる 取締役 株式会社テラ・パワー 代表取締役会長 株式会社イーブックイニシアティブジャパン 取締役
山﨑	眞 樹	常勤監査役	_
伊藤	英 佑	監査役	伊藤会計事務所 代表 公認会計士 株式会社モバイルファクトリー 社外監査役
大 井	哲也	監査役	TMI総合法律事務所 パートナー 弁護士 株式会社ジェイアイエヌ 社外監査役

- (注) 1. 取締役 浅井 慎吾氏および寺田 航平氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役全員は、社外監査役であります。
 - 3. 監査役 伊藤 英佑氏は公認会計士の資格を有し、財務および会計に相当程度の知見を有しております。
 - 4. 当社は、取締役 浅井 慎吾氏、寺田 航平氏および監査役全員を、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員として、株式会社東京証券取引所に届け出ております。
 - 5. 当社では、経営環境の変化への迅速な対応と、機動的な事業展開を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は1名で、システムデザイン室長 丸尾 光兵氏がその職務に就いております。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

取締役 5名 57,300千円 (うち社外 2名 3,900千円) 監査役 3名 8,700千円 (うち社外 3名 8,700千円)

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

			l			Ţ				
氏	÷ 1	名		名		名		也位	立	重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
浅	井慎	吾	取	締	役	同氏は、株式会社アイ・パッションの代表取締役であります。当社は当該 法人との間で人材採用に係わる広告媒体掲出等の取引関係がありますが、 かかる取引の規模は軽微であります。				
寺	田航	平	取	締	役	同氏は、ビットアイル・エクイニクス株式会社取締役社長、株式会社コウ ェル取締役会長、株式会社あどばる取締役、株式会社テラ・パワー代表取 締役会長、株式会社イーブックイニシアティブジャパン取締役であります が、当社と当該法人との間には特別の関係はありません。				
伊	藤英	佑	監	査	役	当社監査役就任以前に同氏との間で会計面における顧問契約を締結しておりましたが、当該期間は短期間かつ取引金額も僅少であり、監査役就任時に当該契約は解除されております。また、同氏は株式会社モバイルファクトリーの社外監査役でありますが、当社と当該法人との間には特別の関係はありません。				
大	井 哲	也	監	査	役	同氏は、TMI総合法律事務所に所属しており、また株式会社ジェイアイエヌの社外監査役でありますが、当社と当該法人との間には特別の関係はありません。				

②社外役員の主な活動状況

氏	名	地位	主な活動内容
浅井	慎 吾	取締役	当事業年度開催の取締役会全てに出席しております。当該会議体において、同氏は経営者としての豊富な経験・知見に基づく大局的な見地から、経営全般にわたり、監督・提言を行っております。
寺田	航平	取締役	当事業年度開催の取締役会13回中、12回に出席しております。当該会議 体において、同氏は元・東証一部上場企業の代表取締役としての豊富な経 験・知見に基づく大局的な見地から、経営全般にわたり、監督・提言を行 っております。
山﨑	眞 樹	常勤監査役	当事業年度開催の取締役会・監査役会全てにおいて出席しております。当該会議体において、同氏は経営管理体制全般について適宜意見を表明すると共に、全拠点の往査及び取締役との積極的な意見交換を実施し、多岐にわたる提言を行っております。
伊藤	英 佑	監 査 役	当事業年度開催の取締役会・監査役会全でにおいて出席しております。当該会議体において、同氏は公認会計士として培った豊富な経験・知見に基づき、財務会計・内部統制の観点から、経営管理体制についての提言を行っております。
大井	哲也	監 査 役	当事業年度開催の取締役会・監査役会全てにおいて出席しております。当 該会議体において、同氏は弁護士として培った豊富な経験・知見に基づ き、法律的な観点から、経営管理体制についての提言を行っております。

③責任限定契約の内容

当社と社外取締役 2 名及び社外監査役 3 名は、会社法第427条第 1 項の規定に基づき、同法第423条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第 1 項に定める額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無い場合に限られます。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係わる会計監査人としての報酬等の額	13,500千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,500千円

⁽注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の方針、内容、見積もりの算出根拠及び職務遂行状況並びに、前年度の監査時間、報酬額等を確認し、当該内容について社内関係部署から報告を受ける等妥当性を検証した結果、監査予定時間及び報酬は妥当なものであると判断したため、会計監査人の報酬額について同意いたしました。

(4) 非監査業務の内容

該当記載事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

6. 会社の体制および方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 当社は、取締役会において、「内部統制システムの基本方針」を定め、当該方針に基づき、 内部統制システムの整備・運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じるほか、当該方 針についても、経営環境の変化等に対応して不断の見直しを行い、一層実効性のある内部統 制システムの整備・運用に努めることとしております。
- ① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・コンプライアンス体制の基礎として、取締役及び従業員が遵守すべき規範である行動指針「ME10箇条」を徹底周知し、高い倫理観に基づいて行動する企業風土を醸成し、堅持する。
 - ・コンプライアンス体制の構築・維持は管理部門を統括する役員をコンプライアンス担当と して任命し、会社の最優先経営課題の一つとして積極的に取り組む。
 - ・コンプライアンス担当は、取締役及び従業員の規程及び法令順守意識の向上とその運用 の徹底を図るため、定期的にコンプライアンスに関する研修、テスト等を実施する。
 - ・取締役会規程をはじめとする社内規程、業務処理基準を制定、必要に応じて機動的に改 定し、業務の標準化及び経営秩序の維持を図る。
 - ・役職員の職務執行の適正性を確保するため、社長直轄の内部監査人を任命し、「内部監査規程」に基づく内部監査を実施する。また、内部監査人は必要に応じて監査役及び会計監査人と情報交換を行い、効率的な内部監査を実施する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・株主総会、取締役会、その他重要な意思決定に係る情報は、管理担当部門が法令及び文 書管理規程に基づき、所定の年数を保管・管理する。
 - ・管理担当部門は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して速やかに対応する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社の業務執行に係るリスクに関して、各部門におけるそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、リスク管理担当者が全社のリスクを網羅的・総括的に管理する。
 - ・BCP (事業継続計画)を定め、必要に応じて改定することにより、当社の経営に重大な 影響を与える危機が発生した場合には、危機対策本部を速やかに設置し、損失を最小限に 抑えると共に早期の復旧に努める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・定例取締役会を毎月1回開催する他、機動的な意思決定を行うため、必要に応じて臨時の取締役会を開催するものとし、適時適切な職務執行が行える体制を確保する。

- ・職務執行に関する権限及び責任は、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程等において 明文化し、適宜適切に見直しを行う。
- ・業務管理については、事業計画を定め、会社として達成すべき定性的・定量的な目標を 明確化し、更に各部門の業績への責任を明確化すると共に、業務効率の向上を図る。
- ・意思決定に第三者の視点を加え、経営の透明性、客観性を確保するため、社外取締役を招 聘する。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・監査役が職務遂行について補助すべき使用人を求めた場合、必要な人員を配置する。
 - ・当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委託されたものと し、取締役の指示命令は受けないものとする。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
 - ・取締役は、監査役が取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備する。
 - ・取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れが あるときは直ちに監査役に報告する。
 - ・取締役は、監査役に対して、適時適切に経営管理状況を報告する。
 - ・監査役への報告を行った者が、当該報告を理由に不利益な取扱いを受けないことを明確に するとともに、その旨を取締役及び使用人に周知する。
 - ・監査役は、監査役への報告を行った者に対しての人事考課等に関して、取締役にその理由 の説明を求めることができる。
- ⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役は、監査役が会計監査人及び内部監査人と面談できる環境、随時意見交換及び監査状況を確認できる体制・環境を構築する。
 - ・監査役は、取締役及び使用人と情報交換を行い、又、必要に応じていつでも報告を求める ことができる。
 - ・監査役は、その職務執行について生ずる費用について、予算計上を求めることができる。
- ⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - ・財務報告の信頼性を確保するため、代表取締役指示のもと、金融商品取引法に基づく内 部統制を有効に機能させるべく、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強 化し、その運用体制を構築する。
- ⑨ 反社会的勢力の排除に向けた具体的な取組み状況

- ・反社会的勢力の排除を実践するため、反社会的勢力排除規程を制定し、その中でいかなる要求に対しても組織として毅然とした態度で対応することを徹底し、反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しない。
- ・上記の実現に向け、コンプライアンス教育などの機会を設け、定期的にその内容の周知 徹底を図る。
- ・警察、顧問弁護士及び特暴連等の外部の専門機関からの情報収集を行い、社内で情報を 共有し、更に、外部調査機関における情報収集により、新規取引先の事前チェックを行う と共に、取引先とは反社会的勢力であることが判明した場合には契約解除する旨の条項を 入れた覚書を別途交わす。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、監査役制度を採用しており、取締役会、監査役会の各機関を設置しております。 取締役会は社外取締役2名を含む5名の取締役で構成されており、監査役会は1名の常勤監 査役と2名の非常勤監査役で構成されております。なお、監査役全員は社外監査役でありま す。

毎月開催される取締役会において、各業務を管掌する取締役から業務の執行状況が報告されており、社外取締役が、独立した立場から当社の経営への監督、関与ができる状況を構築するとともに、監査役が、独立した立場から当社の経営に関する監視ができる体制を整備しております。

常勤監査役は、当社取締役会のほか社内の重要会議に出席するとともに、取締役、従業員から直接業務執行の状況について聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

また、監査役と会計監査人と連携を図りながら内部監査人による内部監査を実施するとともに、使用人へ対するコンプライアンス研修を実施し、職務執行の適正性並びに各種法令への適合性を確保しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、現時点におきましては、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきまして、特に定めておりません。しかしながら、今後の社会的な動向等を注視し、慎重に検討を行ってまいります。

⁽注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借 対 照 表

(平成28年6月30日現在)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	1,318,507	流動負債	399,780
現 金 及 び 預 金	744,455	買掛金	234
売 掛 金	114,849	1年内返済予定の長期借入金	125,015
商品	367,235	未 払 金	140,976
貯 蔵 品	5,665	未 払 費 用	96,894
前渡金	9,873	未払法人税等	8,677
前 払 費 用	34,215	未払消費税等	22,435
繰 延 税 金 資 産	8,844	前 受 金	806
そ の 他	33,368	預り金	4,740
固 定 資 産	181,021	固定負債	167,753
有形固定資産	72,064	長期借入金	167,753
建物	52,696		
車 両 運 搬 具	8,667	負 債 合 計	567,533
工具、器具及び備品	10,506	(純資産の部)	
土 地	193	株 主 資 本	931,996
無形固定資産	1,283	資 本 金	304,865
ソフトウエア	1,283	資 本 剰 余 金	284,505
投資その他の資産	107,674	資 本 準 備 金	284,505
投 資 有 価 証 券	1,147	利 益 剰 余 金	342,847
出 資 金	20	利益準備金	1,600
長期前払費用	5,845	その他利益剰余金	341,247
繰 延 税 金 資 産	3,871	繰越利益剰余金	341,247
敷金及び保証金	84,432	自 己 株 式	△221
そ の 他	12,357	純 資 産 合 計	931,996
資 産 合 計	1,499,529	負債・純資産合計	1,499,529

損益計算書

(平成27年7月1日から) 平成28年6月30日まで)

(単位:千円)

		科				金	額
売		上	高				4,863,308
売	上	原	価				2,646,720
	売	上	総	利	益		2,216,587
販売	費及で	ゾー般管:	理費				2,119,966
	営	業		利	益		96,620
営	業	外 収	益				
	自	販	機	収	入	1,497	
	そ		の		他	1,297	2,794
営	業	外 費	用				
	支	払		利	息	1,734	
	為	替		差	損	2,652	
	支	払	補	償	費	1,352	
	そ		の		他	190	5,929
	経	常		利	益		93,485
特	別	損	失				
	投	資 有 価	証	券 評	価 損	8,852	8,852
	税	引前	当其	月 純 オ	钊 益		84,632
	法 人	、税、 住	民 税	及び事	業 税	41,998	
	法	人 税	等	調整	額	△7,002	34,995
	当	期	純	利	益		49,637

株主資本等変動計算書

(平成27年7月1日から) 平成28年6月30日まで)

(単位:千円)

			株	主資	本			
		資本剰余金		利益剰余金				
	資本金	資本準備金	利	そ の 他 利益剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計	純資産合計
		其个于		繰越利益剰余金				
平成27年7月1日 残高	304,865	284,505	1,600	291,610	293,210	_	882,580	882,580
事業年度中の変動額								
当期純利益				49,637	49,637		49,637	49,637
自己株式の取得						△221	△221	△221
事業年度中の変動額 合計	_	_	_	49,637	49,637	△221	49,416	49,416
平成28年6月30日 残高	304,865	284,505	1,600	341,247	342,847	△221	931,996	931,996

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準および評価方法

商 品……個別法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

貯 蔵 品……最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法 により算定)を採用しております。

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの……・移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法によっております。

ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10~23年

車両運搬具 2~4年

丁具、器具及び備品 3~10年

無 形 固 定 資 産………定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

長期前払費用……定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないことから、当事業年度において貸倒引当金は計上しておりません。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理……税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。 なお、これによる当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

60,004千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 5,069,000株

(2) 当事業年度末の自己株式の数

普通株式 174株

(3) 当事業年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 178,000株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	1,207千円
未払事業所税	1,522千円
棚卸資産評価損	5,691千円
投資有価証券評価損	2,710千円
その他	1,583千円
繰延税金資産合計	12,715千円

6. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ①金融商品に対する取組方針

当社は、仕入拠点の拡大による設備投資や運転資金について、必要な資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、主に仕入拠点等の賃貸借契約によるものであり、賃貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金の全ては、1年以内に支払期日が到来するものであります。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。これらは全て決算日後5年以内に返済期日が到来するものであります。

③金融商品に係るリスク管理体制

営業債権については、管理本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。敷金及び保証金については、差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性資金を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。 なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません ((注2) を参照ください。)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	744,455	744,455	_
(2) 売掛金	114,849	114,849	_
(3) 敷金及び保証金	84,432	86,443	2,011
資産計	943,737	945,749	2,011
(1)買掛金	234	234	_
(2) 未払金	140,976	140,976	_
(3) 未払費用	96,894	96,894	_
(4) 未払法人税等	8,677	8,677	_
(5) 未払消費税等	22,435	22,435	_
(6) 預り金	4,740	4,740	_
(7) 長期借入金(※)	292,768	287,109	△5,658
負債計	566,726	561,067	△5,658

^{(※) (7)}長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、合理的に見積もった支払予定時期に基づき、将来キャッシュ・フローの 合計額を、決算日現在の国債利率で割り引いて算定しております。

負債

- (1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等、(6) 預り金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	1,147

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	744,455	_		_
売掛金	114,849	_		_
敷金及び保証金	_	_	84,432	_
合計	859,305	_	84,432	_

(注4) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	125,015	94,732	73,021	_	_
合計	125,015	94,732	73,021	_	_

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

183円87銭

1株当たり当期純利益

9円79銭

(注) 当社は、平成28年1月1日付けで普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が 行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

8. その他注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年8月26日

株式会社マーケットエンタープライズ 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 筆野 力業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 坂井 知倫業 務 執 行 社 員 公認会計士 坂井 知倫

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 高広業 務 執 行社員 公認会計士 秋山高広

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マーケットエンタープライズの平成27年7月1日から平成28年6月30日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し 適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表 示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、平成27年7月1日から平成28年6月30日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、当期の監査の方針及び計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、当期の監査の方針及び計画に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動 計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年9月2日

株式会社マーケットエンタープライズ 監査役会

 常勤監査役(社外監査役)
 山
 崎
 眞
 樹
 ⑩

 社外監査役
 大
 井
 哲
 也
 ⑩

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

今後の事業展開の多様化に向けて、当社の事業目的について追加および変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって、効力を生ずるものといたします。

(下線部分は、変更箇所を示します。)

	(下級部分は、交叉圏/ アモバンよりの)
現 行 定 款	変更案
現 行 定 款 (目的) 第2条 当会社は、次の事業を行うことを目的とする。 1. 古物の売買、斡旋及び輸出入 2. 各種イベントの企画、制作、実施(新設)(新設) (新設) (新設) (新設)	(目的) 第2条 当会社は、次の事業を行うことを目的とする。 1. 古物の売買、斡旋及び輸出入 2. 各種イベントの企画、制作、実施 3. 電気通信事業法に定める電気通信業務 4. 電気通信サービス、放送サービスの加入手続きに関する代理店業務 5. フランチャイズチェーン店の加盟募集及び加盟店の指導業務 6. 総合レンタル業及び総合リース業 7. 酒類の小売、卸売
<u>3</u> . 〈 (条文省略)	<u>8</u> . (現行どおり)
<u>12</u> .	<u>17</u> .

第2号議案 取締役6名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役5名全員の任期が満了となります。つきましては、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、1名増員し、6名の選任をお願いするものであります。なお、取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	新任 重任 の別	氏 名	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 の 数
1	重任	小 林 泰 士 (昭和56年3月2日生)	平成15年 4 月 (株)ベンチャーコントロール 入社 平成16年11月 当社創業 平成18年 7 月 当社設立 代表取締役社長(現任)	1,340,000株
2	重任	加 茂 知 之 (昭和56年9月22日生)	平成16年4月 (㈱さなる 入社 平成16年11月 当社創業 平成18年7月 当社設立 取締役 平成25年7月 当社専務取締役 (現任)	600,000株
3	重任	今 村 健 一 (昭和53年2月1日生)	平成13年8月 ㈱リンクアンドモチベーション 入社 平成21年10月 ㈱ニトリ 入社 平成24年12月 当社入社 平成26年1月 当社執行役員管理本部長 平成26年7月 当社取締役管理本部長(現任)	-

	ı			1
候補者番号	新任 重任 の別	氏 名	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 の 数
4	新任	丸 尾 光 兵 (昭和55年9月21日生)	179020 1773 2127 (12	_
5	重任	寺 田 航 平 (昭和45年10月25日生)		10,000株
6	新任	谷 井 等 (昭和47年6月2日生)	平成8年4月 日本電信電話㈱入社 平成9年9月 合資会社デジタルネットワークサービス設立 代表社員 平成12年1月 ㈱インフォキャスト設立 代表取締役社長 平成12年9月 インデックスデジタル㈱設立 代表取締役社長 平成17年6月 シナジーマーケティング㈱設立 代表取締役 平成23年1月 同社 代表取締役社長兼CEO (現任) 平成24年3月 ㈱ホットリンク 取締役 (現任)	_

- (注)1.各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 寺田航平氏は、社外取締役候補者であります。

- なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引 所に届け出ております。
- 3. 寺田航平氏は、既に2年2ヶ月間当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいており、今後も引き続き取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断いたしました。
- 4. 寺田航平氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年2ヶ月となります。
- 5. 谷井等氏は、社外取締役候補者であります。 なお、本議案をご承認いただくことを前提として、当社は同氏を東京証券取引所の 定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
- 6. 谷井等氏は、長年にわたりシナジーマーケティング株式会社の代表取締役社長CEO を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営 全般に助言を頂戴することにより、コーポレート・ガバナンス強化に寄与していた だくために、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- 7. 寺田航平氏、谷井等氏ともに過去5年間、当社又は当社の特定関係事業者の業務執 行者若しくは役員であったことはありません。また、当社又は当社の業務執行者の 配偶者、三親等内親族その他これに準ずるものではありません。
- 8. 当社は、会社法第427条第1項の定めに基づき、寺田航平氏との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、本総会において、同氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。また、谷井等氏の選任が承認された場合、同氏との間におきましても、同様の契約を締結する予定であります。

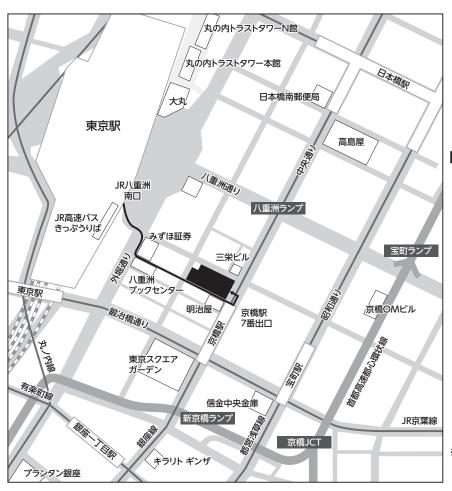
以上

株 主 総 会 会場ご案内図

会 場

京橋トラストタワー 4F トラストシティ カンファレンス・京橋

東京都中央区京橋二丁目1番3号



■交通のご案内

東京メトロ銀座線 京橋駅 7番出口ょり徒歩1分

東京メトロ銀座線・東西線/ 都営浅草線 日本橋駅

日本稿駅 B3出口より徒歩5分

東京メトロ有楽町線 銀座一丁目駅 7番出口より徒歩5分

東京駅 八重洲南口より徒歩4分 ^{都営浅草線} 宝町駅 A5出口より徒歩4分

※駐車場の準備はいたしておりませんので、ご了承のほどお願いいたします。

